千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

昭和４６年８月２５日規則第３９号

（趣旨）

第１条　この規則は、千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和 46 年千葉市条例第 37 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（駐車施設の附置の届出）

第２条　条例第 3 条又は第 4 条の規定により駐車施設を附置しようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする前に、駐車施設附置届出書(様式第 1 号)を添付図面とともに市長に提出するものとする。ただし、第 5 条第 2 項の申請を行ったときは、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による届出を受理したときは、駐車施設附置届出受理書(様式第 2 号)により当該届出をした者に通知するものとする。

（駐車施設を附置する必要がない建築物）

第３条　条例第 3 条第 3 項に規定する市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めた場合は、次に掲げる建築物を建築しようとする場合とする。

(1)　学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の学生、生徒、児童又は幼児のための寄宿舎

(2)　電気事業法第 2 条第 12 号に規定する電気工作物

(3)　電気通信事業法第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備

(4)　熱供給事業法第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設

(5)　その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

（特殊な装置を用いる駐車施設）

第４条　条例第 6 条第 2 項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものは、当該特殊な装置について駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条の規定による認定を受けた駐車施設とする。

（駐車施設の附置の特例の承認申請等）

第５条　条例第 7 条第 1 項に規定する当該建築物の構造又は敷地の状態により特にやむを得ない場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　既存の建築物を増築する場合において、構造上、駐車施設の設置ができないと認められるとき。

(2)　駐車施設の出入口が法令により設置できない場合又は交通安全上その設置が好ましくないと認められる場合
(3)　敷地の形態が著しく不整形又は間口が狭小であり、駐車施設を設置することが困難であると認められる場合
２　条例第7条第2項の規定により駐車施設の設置又は駐車施設の位置・規模及び構造の変更について市長の承認を受けようとする者は、駐車施設を設置し、又は変更しようとする建築物に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、駐車施設設置(変更)承認申請書(様式第3号)を添付図面とともに市長に提出しなければならない。
３　市長は、前項の申請に基づき駐車施設の設置又は駐車施設の位置、規模及び構造の変更について承認したときは、駐車施設設置(変更)承認書(様式第4号)により、承認しないときは駐車施設設置(変更)不承認書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(立入検査の身分証票)
第６条　条例第9条第2項の規定する職員の身分を示す証票は、身分証明書(様式第6号)とする。

(措置命令書)
第７条　条例第10条の規定による命令は、措置命令書(様式第7号)により行う。

附　則
この規則は、昭和46年9月1日から施行する。
附　則(平成8年4月1日規則第49号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成11年4月28日規則第40号)抄
1　この規則は、平成11年5月1日から施行する。
附　則(平成12年12月15日規則第105号)
この規則は、平成13年1月6日から施行する。
附　則(平成17年3月7日規則第9号)抄
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。